

## WITH コロナ時代の共生社会の実現

新型コロナ感染の第3波が猛威をふるっていて、経済活動にも深刻な打撃を与えております。これから、コロナとどうやって共生していくかが課題です。ここに東京都足立区のある小学校6年生の作文を紹介します（『教育展望』2020.10月号より）。これを読んで皆さんはどう思いますか。

大変な状況でコロナにかかった人の治療をしたり、ウィルスの研究、薬やワクチンの研究をしたりしている。ずっと家に帰れない人がいるそうです。あとこんな話を聞きました。ある医療従事者の人が、自分の子どもと公園に行ったら、他の親に「〇〇病院の医療従事者ですよね。公園に来ないでください。」と言われたそうです。医療従事者の方々がいなければ生活できないので「来ないでください」はおかしいと思います。もし、私が医療従事者に会ったらお礼を言いたいです。（6年児童）

教員の過重労働が言われて久しいが、これを是正する取組が始まっている。これは子どものためでも。

（学校における働き方改革）（2019.中教審答申より）

- 1) 基本的には学校以外が担うべき業務
  - ①登下校に関する対応、②児童生徒が補導された時の対応、③学校徴収金の徴収・管理、他
- 2) 学校の業務だが、教師が担う必要のない業務
  - ①調査・統計等への回答等、②児童生徒の休み時間の対応、③校内清掃、③部活動
- 3) 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
  - ①給食時の対応、②授業準備、③学習評価や成績処理、④学校行事の準備・運営、他



人に施したる利益を記憶するなかれ  
人より受けたる恩恵は忘るるなかれ  
（バイロン イギリスの詩人）

◎次の問題（一般教養・政治経済）にチャレンジしてみよう。（時事通信社、一般教養、2020年度版）

問. 日本国憲法について誤っているものを、次の(ア)～(オ)から選べ。

- (ア) 天皇が行うすべての国事に関する行為には、内閣の助言と承認が必要である。  
 (イ) GHQの草案を基に作成され、大日本帝国憲法を改正する形で交付された。  
 (ウ) 社会権の一つとして、すべての国民に普通教育を受けさせる権利が保障されている。  
 (エ) 内閣は、すべての裁判官の任命や罷免をする権限をもっている。  
 (オ) 公務員に関しては、「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」、また「この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と規定されている。

（正解は末尾にあります。）

◆ 「教員採用試験全国プレ模試」 （今年度最後の模試です。ぜひ受験を！）

実施日時：令和3年2月13日（土）（9：00～13：10）

場 所：北部生涯学習推進センター・研修室

答（エ）